

(別表2)

【総務省】

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|-------------|---------------------------------------|---------------|--|
| 無線従事者国家試験 | 電波法第39条、第39条の3、第40条、第41条、第44条、第46条第1項 | (財) 日本無線協会 | 無資格で行える無線設備の範囲については、今後の技術動向をみながら見直しを検討する。 |
| 電気通信主任技術者試験 | 電気通信事業法第44条、第47条、第56条第1項 | (財) 日本データ通信協会 | 電気通信事業者における資格取得者の配置状況を考慮の上、当該制度の在り方について見直しを検討する。 |

【厚生労働省】

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|-------|--|------------------|--------------|
| 技能講習 | 労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条 | (財) 北海道労働保健管理協会 | 登録機関により実施する。 |
| | | (社) 旭川地方自動車整備振興会 | |
| | | (社) 札幌地方自動車整備振興会 | |
| | | (社) 帯広地方自動車整備振興会 | |
| | | (社) 北海道労働基準協会連合会 | |
| | | (社) 下北地区労働基準協会 | |
| | | (社) 弘前地区労働基準協会 | |
| | | (社) 黒石地区労働基準協会 | |
| | | (社) 上北労働基準協会 | |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|--------------|--|---------------------|--------------|
| 技能講習 | 労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条 | (社) 西北労働基準協会 | 登録機関により実施する。 |
| | | (社) 青森県労働基準協会 | |
| | | (社) 青森地区労働基準協会 | |
| | | (社) 八戸地方労働基準協会 | |
| | | (財) 角川学園花壇自動車整備専門学校 | |
| | | (財) 岩手労働基準協会 | |
| | | (社) 宮城労働基準協会 | |
| | | (社) 秋田県労働基準協会 | |
| | | (社) 山形県労働基準協会連合会 | |
| | | (社) 会津労働基準協会 | |
| | | (社) 喜多方労働基準協会 | |
| | | (社) 郡山労働基準協会 | |
| | | (社) 須賀川労働基準協会 | |
| | | (社) 相馬労働基準協会 | |
| (社) 白河労働基準協会 | | | |
| (社) 富岡労働基準協会 | | | |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|-------|--|---|--------------|
| 技能講習 | 労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条 | (社) 福島県労働基準協会 (社) 福島労働基準協会 (社) 茨城労働基準協会連合会 (社) コマツクレーン教習センター (社) わたらせ技能講習センタ (社) 栃木県労働基準協会連合会 (社) 群馬労働基準協会連合会 (社) 高崎労働基準協会 (社) 前橋労働基準協会 (社) 太田労働基準協会 (財) 江南クレーン技能教習所 (財) 埼玉県健康づくり事業団 (財) 埼玉県溶接技能協会 (社) 熊谷地区労働基準協会 (社) 行田地区労働基準協会 (社) 埼玉労働基準協会連合会 | 登録機関により実施する。 |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|-----------------|--|------------------------|--------------|
| 技能講習 | 労働安全衛生法第14条、第61条、 第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20 条 | (社) 春日部労働基準協会 | 登録機関により実施する。 |
| | | (社) 川越地区労働基準協会 | |
| | | (社) 川口地区労働基準協会 | |
| | | (社) 秩父地区労働基準協会 | |
| | | (社) 千葉県自動車整備振興会 | |
| | | (社) 千葉県労働基準協会連合会 | |
| | | (財) 安全衛生普及センター | |
| | | (財) 労働安全衛生管理協会 | |
| | | (社) 全国火薬類保安協会 | |
| | | (社) 総合経営管理協会 | |
| | | (社) 送電線建設技術研究会関東 支部 | |
| | | (社) 大田労働基準協会 | |
| | | (社) 中央労働基準協会 | |
| | | (社) 東京ボイラー技士協会 | |
| (社) 東京都自動車整備振興会 | | | |
| (社) 東京労働基準協会連合会 | | | |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|------------------|--|------------------|--------------|
| 技能講習 | 労働安全衛生法第14条、第61条、 第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20 条 | (社) 日本造園組合連合会 | 登録機関により実施する。 |
| | | (社) 立川労働基準協会 | |
| | | (財) 日本溶接技術センター | |
| | | (社) 神奈川労務安全衛生協会 | |
| | | (社) 燕西蒲労災防止協会 | |
| | | (社) 新潟県労働衛生医学協会 | |
| | | (社) 新潟県労働基準協会連合会 | |
| | | (社) 富山県労働基準協会 | |
| | | (社) 奥能登総合労働基準協会 | |
| | | (社) 加賀江沼産業懇話会 | |
| | | (社) 七尾労働基準協会 | |
| | | (社) 小松労働基準協会 | |
| | | (社) 石川県自動車整備振興会 | |
| | | (社) 石川県労働基準協会連合会 | |
| (社) 山梨県労働基準協会連合会 | | | |
| (社) 福井県労働基準協会 | | | |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|---------------|--|----------------------------|--------------|
| 技能講習 | 労働安全衛生法第14条、第61条、 第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20 条 | (社) 中部労働技能教習センター | 登録機関により実施する。 |
| | | (社) 長野県労働基準協会連合会 | |
| | | (社) 岐阜県労働基準協会連合会 | |
| | | (社) ボイラ・クレーン安全協会 | |
| | | (社) 静岡県労働基準協会連合会 | |
| | | (財) 港湾労働安定協会港湾技能 研修センター | |
| | | (社) 愛知労働基準協会 | |
| | | (社) 刈谷労働基準協会 | |
| | | (社) 日本橋梁建設協会中部連絡 事務所 | |
| | | (社) 三重労働基準協会連合会 | |
| | | (財) 日本産業技能教習協会 | |
| | | (社) 滋賀労働基準協会 | |
| | | (社) 京都上労働基準協会 | |
| | | (社) 京都南労働基準協会 | |
| (社) 京都労働基準連合会 | | | |
| (社) 舞鶴労働基準協会 | | | |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|------------------|--|---------------------|--------------|
| 技能講習 | 労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条 | (財) 労働安全衛生研修所 | 登録機関により実施する。 |
| | | (社) 西野田労働基準協会 | |
| | | (社) 大阪溶接協会 | |
| | | (社) 大阪労働基準連合会 | |
| | | (社) 鉄骨建設業協会関西支部 | |
| | | (社) 淀川労働基準協会 | |
| | | (社) 日本建築大工技能士会兵庫県支部 | |
| | | (社) 兵庫労働基準連合会 | |
| | | (社) 奈良県労働基準協会 | |
| | | (社) 友和協力会 | |
| | | (社) 和歌山県労働基準連合会 | |
| | | (社) 鳥取県労働基準協会 | |
| | | (社) 岡山県労働基準協会 | |
| | | (社) 鳥根労働基準協会 | |
| (財) 尾道海技学院 | | | |
| (社) 広島県労働基準協会連合会 | | | |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|-------|--|--|--------------|
| 技能講習 | 労働安全衛生法第14条、第61条、 第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20 条 | (社) 山口県労働基準協会連合会 (社) 徳島県労働基準協会連合会 (社) 香川労働基準協会 (社) 愛媛労働基準協会連合会 (社) 高知県労働基準協会連合会 (財) 産業教育センター (財) 日本経営教育センター九州支 所 (社) 九州機械工業振興会 (社) 日本溶接協会 (社) 福岡経営者労働福祉協会 (社) 福岡県労働基準協会連合会 (社) 佐賀県労働基準協会 (社) 熊本県労働基準協会 (社) 長崎県労働基準協会 (社) 長崎県建造物解体工業会 (社) 大分県特殊技能教育センター | 登録機関により実施する。 |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|------------------|--|------------------------|--------------|
| 技能講習 | 労働安全衛生法第14条、第61条、 第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20 条 | (社) 大分県労働基準協会 | 登録機関により実施する。 |
| | | (社) 宮崎労働基準協会 | |
| | | (社) 大分産業機械技能教習所 | |
| | | (社) 鹿児島県労働基準協会 | |
| | | (社) 沖縄県労働基準協会 | |
| | | (社) 沖縄自動車整備振興会 | |
| | | (社) 産業安全衛生協会 | |
| | | (社) 全国中小建築工事業団体連 合会 | |
| | | (社) 日本クレーン協会 | |
| | | (社) 日本ボイラ協会 | |
| | | (社) 日本ボイラ整備据付協会 | |
| | | (社) 日本砕石協会 | |
| | | (社) 日本鳶工業連合会 | |
| (社) 労働技能講習協会 | | | |
| (社) 労務管理教育センター | | | |
| (社) 建設荷役車両安全技術協会 | | | |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|---------|----------------------------------|--|---|
| 実技教習 | 労働安全衛生法第75条、第77条 労働安全衛生規則第73条 | (財) 江南クレーン技能教習所 (財) 港湾労働安定協会港湾技能研修センター (財) 産業教育センター (社) コマツクレーン教習センター (社) ボイラ・クレーン安全協会 (社) 九州機械工業振興会 (社) 熊本県労働基準協会 (社) 鹿児島県労働基準協会 (社) 大分県特殊技能教育センター (社) 大分産業機械技能教習所 (社) 中部労働技能教習センター (社) 日本クレーン協会 | 登録機関により実施する。 |
| 専門調理師資格 | 調理師法第8条の3 | (社) 調理技術技能センター | 職業能力開発促進法に基づく調理技能士と、調理師法に基づく専門調理師の一本化を行う方向での見直しを検討する。 |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|------------------------------|--------------|----------------|--|
| 言語聴覚士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務 | 言語聴覚士法第36条 | (財) 医療研修推進財団 | 医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 |
| 臨床工学技士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務 | 臨床工学技士法第17条 | (財) 医療機器センター | 医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 |
| 義肢装具士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務 | 義肢装具士法第17条 | (財) テクノエイド協会 | 医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 |
| 救急救命士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務 | 救急救命士法第37条 | (財) 日本救急医療財団 | 医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 |
| 歯科衛生士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務 | 歯科衛生士法第12条の4 | (財) 歯科医療研修振興財団 | 医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|---|----------------------------------|----------------|--|
| あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条の4 | (財) 東洋療法研修試験財団 | 医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 |
| 柔道整復師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務 | 柔道整復師法第13条の3 | (財) 柔道整復研修試験財団 | 医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 |

【経済産業省】

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|---------------------|--|----------------|---|
| 公害防止管理者等国家試験 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項、第8条の2第1項 | (社) 産業環境管理協会 | 当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。 |
| 情報処理技術者試験 | 情報処理の促進に関する法律第6条第1項 | (財) 日本情報処理開発協会 | 特殊法人等整理合理化計画に基づき独立行政法人化される認可法人情報処理振興事業協会において実施する。 |
| エネルギー管理士試験の実施に関する事務 | エネルギーの使用の合理化に関する法律第8条の2第2項 | (財) 省エネルギーセンター | 当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。 |
| エネルギー管理員講習の実施に関する事務 | エネルギーの使用の合理化に関する法律第12条の3第1、2項 | (財) 省エネルギーセンター | 当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。 |

【国土交通省】

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人法人の名称 | 措置内容 |
|---------------|--------------------------|-------------------|---|
| 浄化槽設備士試験 | 浄化槽法第42条第1項第1号、第43条 | (財) 浄化槽設備士センター | 関連する資格取得者との関係に留意しつつ、浄化槽設備士の必置の在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。 |
| 浄化槽設備士講習 | 浄化槽法第42条第1項第2号 | (財) 浄化槽設備士センター | 上記の検討に併せ、講習の在り方につき検討する。 |
| 旅行業務取扱主任者試験 | 旅行業法第25条の2、同法施行規則第51条第2項 | (社) 日本旅行業協会 | 旅行の形態の多様化など旅行業を巡る状況の変化を踏まえ、旅行業務取扱主任者試験制度の在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。 |
| | | (社) 全国旅行業協会 | |
| 実務補習 | 不動産の鑑定評価に関する法律第10条第1項 | (社) 日本不動産鑑定協会 | 実務に関する講義の科目数の大幅削減を含めその在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。 |
| タクシー運転者の地理の試験 | タクシー業務適正化特別措置法第49条 | (財) 東京タクシー近代化センター | 消費者による選択可能性の増大等の状況を踏まえ、国の試験により確保すべき運転者のサービス能力の水準の在り方につき検討する。 |
| | | (財) 大阪タクシー近代化センター | |

【環境省】

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|----------|----------------|------------------|--|
| 浄化槽設備士講習 | 浄化槽法第42条第1項第2号 | (財) 浄化槽設備士センター | 関連する資格取得者との関係に留意しつつ、浄化槽設備士の必置の在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。 |
| 浄化槽管理士講習 | 浄化槽法第45条第1項第2号 | (財) 日本環境整備教育センター | 資格取得者が行う浄化槽の保守点検が一層効果的に行われるよう、必要な見直しを行う。 |

| 事務・事業 | 根拠法令・条項 | 関係公益法人の名称 | 措置内容 |
|--------------------|--|------------------|--|
| 浄化槽管理士試験 | 浄化槽法第45条第1項第1号、第46条第4項 | (財) 日本環境整備教育センター | 資格取得者が行う浄化槽の保守点検が一層効果的に行われるよう、必要な見直しを行う。 |
| 臭気測定業務従事者(臭気判定士)試験 | 悪臭防止法第12条、第13条第1項、第2項 | (社) 臭気対策研究協会 | 独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 |
| 公害防止管理者等試験 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項、第8条の2第1項 | (社) 産業環境管理協会 | 当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。 |

(注) 「登録機関による実施」には、登録の対象が講習、課程等、機関以外の場合を含む。